

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【会社名】	株式会社タダノ
【英訳名】	TADANO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田野 宏一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市新田町甲34番地
【縦覧に供する場所】	株式会社タダノ東京事務所 (東京都墨田区亀沢2丁目4番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長多田野宏一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社24社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社であるタダノ・アメリカCorp.の取締役副社長（現地採用、平成24年5月21日付解任）が、その職位を利用して、私的流用を目的に同社の資金を横領するという不正行為が、平成24年5月に判明し、当社はただちに社内調査委員会（委員長：取締役執行役員専務 鈴木 正）を設置し、不正調査専門の現地法律事務所を起用して社内調査を進めてまいりました。

これは、同社の全社的な内部統制において、職務分掌の運用上の問題（専門的業務執行への牽制体制）及びコンプライアンスの徹底が十分でなかったことに加え、当社のグループ各社に対するモニタリング機能が不足していたことにより発生したものと認識しております。

上記事実は当連結会計年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

なお、全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたタダノ・アメリカCorp.の取締役副社長に関連する全取引について調査を行った結果、当該不正行為によって生じるタダノ・アメリカCorp.の損害額は最大で約900万ドルと推定されますが、当連結会計年度以前に支出した約313万ドル（249百万円）については既に費用処理されており、元副社長に対する損害回復と債務保全によって回収される金額があるため最終的な不正による損害額については現時点で不明ですが、連結財務諸表への影響は限定的と判断しております。

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、この財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の再発防止策を推進し、翌連結会計年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

（再発防止策）

- （1）海外子会社における管理体制の見直しによる牽制機能の強化
- （2）海外子会社における法令順守並びにコンプライアンス意識の徹底
- （3）当社における海外子会社に対するモニタリング機能の強化

なお、当社及び国内子会社においても、上記観点により内部統制の再徹底を図ってまいります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。